

山村学園短期大学個人研究費規程

(目的)

第1条 この規程は本学教員の個人の研究及び教育に係わる経費（以下、「個人研究費」という。）の使用について定めるものとする。

(交付額の決定)

第2条 個人研究費の額は、理事長が定める。

(対象)

第3条 個人研究費の交付を受けるものは専任教授・助教授・講師とする。

(区分)

第4条 交付を受けた額の範囲内において、次の区分に応じて執行することができる。

(1) 備品費

(2) 研究経費（研究用品、研究図書、雑誌、資料、その他消耗品等）

(3) 各種学会費（懇親会費、飲食は除く）

(4) 学会出張旅費（年間10万円限度）

(5) その他（学長が必要と認めるもの）

(図書・備品)

第5条 個人研究費によって購入した図書及び備品は、本学に帰属し登録される。ただし、専任教員として在籍中は、各自がこれを管理し専用することができる。

2 教員が退職するときは、登録されている図書・備品等を本学に返還しなければならない。ただし、本人の希望する場合、これを有償で譲渡することができる。

(研究旅費)

第6条 研究旅費は、研究のための（学会出張及び研究（研修）会並びに研究調査）ものとし、原則として国内旅行に充てるものとする。ただし、海外旅行については理事長と協議し認められたものに限る。

2 研究旅費は支給限度額の範囲内で旅費規程に基づいて使用するものとする。

(支出手続)

第7条 個人研究費の使用については、毎年2月に年間使用計画を提出し、学長の許可を得ることとする。

2 図書購入費については図書購入願を、消耗品及び備品については物品購入願を使用し、購入する。

(請求締切日)

第8条 個人研究費の請求締切は、2月末までとし、翌年度に繰り越すことはできない。

(購入物品の返却)

第9条 専任教員等が本学の専任教員等でなくなったときは、その在任中個人研究費によって購入した物件を返却するものとする。

(執行方法)

第10条 経費の執行方法については別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事長が理事会の議を経てこれを行う。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。